

## 【声明】

# 1年間で原告勝訴10、敗訴2で裁判所判断は明確 直ちに保護基準を減額前に戻せ！

## —生活保護基準引き下げ静岡地裁原告勝訴判決—

2023年5月30日  
静岡県生活と健康を守る会連合会  
会 長 水谷 陽一  
全国生活と健康を守る会連合会  
会 長 吉田 松雄  
東京都新宿区新宿5-12-15  
KATOビル3階  
TEL 03 (3354) 7431  
FAX 03 (3354) 7435

静岡地方裁判所は5月30日、生活保護利用者が、国が2013年10月から3年間行った生活保護減額の処分取り消しと賠償を求めた「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。

本裁判は、静岡県内の生活保護利用者7人が、静岡県内の4市を被告として、保護変更決定処分（生活扶助基準の引き下げ）の取り消しを求めています。

全国29地裁で提起された同種訴訟では、生活保護基準引下げ処分の取り消しを認容した判決は、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎、青森、和歌山、埼玉、奈良、千葉に続く11件目で、特に首都圏の地裁ですべて勝利しました。

地裁判決は、2020年6月の名古屋から2022年5月までは、勝訴1敗訴8でしたが、2022年5月熊本から2023年5月静岡までを見ると10勝2敗と大きく勝ち越し、原告勝訴の流れは、明確になっています。

訴訟から10年、亡くなった原告も少なくない中で、人としての尊厳を守るために速やかな解決が求められています。

国は、これらの判決を真摯に受け入れ、原告の主張を認め控訴を断念し判決を確定させ、即刻、2012年の引き下げ前の基準に戻すことを強く要求するものです。

また、基準改訂にあたっては、負のスパイラルに陥る第1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）との消費支出を比較する手法は改め、「健康で文化的な生活」を保障する新たな方法で公平に算出することを強く求めます。

以 上